

令和 7 年度

「東日本大震災復興フォーラム」開催業務委託

公募型プロポーザル審査要領

令和 7 年 8 月

東日本大震災復興フォーラム実行委員会

（事務局：福島県企画調整部企画調整課）

この「公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）」は、東日本大震災復興フォーラム実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「令和7年度東日本大震災復興フォーラム」開催業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- （１） 本業務に係るプロポーザルの審査は、公募型プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）において実施する。
- （２） 選考委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、審査要領に基づき、審査を行う。

2 委員会の開催期日及び場所

選考委員会を開催する期日及び場所については次のとおりであるが、参加者が確定した後、速やかにプレゼンテーションの順番と併せて最終通知を行う。

- （１） 開催期日（予定）
令和7年10月上旬（詳細は参加確認結果と併せて通知）
 - ※ 予定であり、具体的な日程については、参加届出者へ別途通知すること。
 - ※ プレゼンテーションの開始時間等については、別途通知すること。
 - ※ プレゼンテーションの時間は、1者あたり30分（説明20分、質疑応答10分）とする。
- （２） 開催場所（予定） 福島県庁内（福島市杉妻町2番16号）

3 審査方法

- （１） 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による選考委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うこと。
- （２） 参加者が5者を超える場合には、実行委員会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うこと。
- （３） 参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わないこと。
- （４） 選考委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行うこと。
- （５） 「4 審査項目及び配点」に定める審査の観点に基づき、審査委員が評価採点を行い、各審査委員の合計点数を合算した総得点の順位により審査会が委託候補者を選定し、実行委員会に報告する。
- （６） 参加者が1者のみであった場合でも、選考委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を実行委員会に報告する。

4 審査項目及び配点

項目	審査の観点	得点	加算率	配点
全般	ア 事業の趣旨を理解した内容となっているか。 イ スケジュールが無理のないものであるか。 ウ 予算の範囲内で、効果的、効率的な内容となっているか。	5・4・3・2・1	×1	5 点
企画内容	【イベントの企画立案・実施】 ア 各エリアに係る必須事項を満たしているか。 イ 各エリアに係る自由提案事項は必須事項の効果を高める内容となっているか。			
	(ア) イベントエリア全体のデザイン・レイアウト	5・4・3・2・1	×2	10 点
	(イ) 応援・感謝エリア及び通路側モニター	5・4・3・2・1	×2	10 点
	(ウ) 防災エリア	5・4・3・2・1	×2	10 点
	(エ) 東北4 県エリア	5・4・3・2・1	×2	10 点
	(オ) 東京都エリア	5・4・3・2・1	×2	10 点
	(カ) 物販エリア	5・4・3・2・1	×1	5 点
	(キ) 著名人の活用	5・4・3・2・1	×2	10 点
	【特設サイト及び実行委員会 SNS でのハッシュタグキャンペーン等の企画立案・実施】 ア 特設サイトの内容は必要事項を満たしているか。 イ ハッシュタグキャンペーン等の企画内容は本業務の目的に即した内容となっているか。	5・4・3・2・1	×1	5 点
	【イベント広報の実施及び問い合わせ対応】 ア 広報の手法（ポスター・チラシのデザイン、東京都提供番組でのCM放映、WEB 広告、実行委員会 SNS での情報発信等）は効果的なものとなっているか。 イ 問い合わせ対応の体制は適当か。	5・4・3・2・1	×2	10 点
業務遂行能力	ア 提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。 イ 十分実施可能な提案内容であるか。 ウ 権利関係の処理その他関係機関等との調整は適切に行われるか。	5・4・3・2・1	×2	10 点
見積書	ア 積算単価や数量は妥当なものであるか。 イ 提案内容との整合性はあるか。	5・4・3・2・1	×1	5 点
合 計				100 点

5 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に電子メールにより通知する。